

新型コロナウイルス感染症等に対する本学の対応方針の変更について（学生の場合）

変更箇所は赤字で示す

	令和5年5月7日まで	令和5年5月8日以降
新型コロナウイルス感染症診断時	web 罹患報告必要 公欠対象（自身での抗原定性検査による陽性も診断と認める） 出席停止期間：発症した日を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまで	web 罹患報告必要 公欠対象（ 診断は原則として医師による ） 出席停止期間：発症した日を0日目として 5日間 経過し、かつ、 症状軽快後1日間経過 するまで
インフルエンザ診断時	web 罹患報告規定なし 公欠対象（自身での抗原定性検査による陽性も診断と認める） 出席停止期間：発症した日を0日目として5日間経過し、かつ、解熱してから2日間経過するまで	web 罹患報告 必要 公欠対象（ 診断は原則として医師による ） 出席停止期間：発症した日を0日目として5日間経過し、かつ、解熱してから2日間経過するまで
発熱・風邪症状出現時	保健センターへの報告必要 公欠対象	保健センターへの報告 不要 公欠 対象外 （ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等に罹患している場合は除く ）
濃厚接触者	保健センターへの報告必要 公欠対象	保健センターへの報告 不要 ただし、陽性者と接触後に症状が出て、その後の対応に迷う場合などは保健センターへの相談可能 公欠 対象外
自己健康管理表	提出必要（新型コロナウイルス感染症に罹患していてもいなくても） 公欠申請に必要	提出 不要 （新型コロナウイルス感染症に罹患していてもいなくても） 公欠申請に 不要
登校再開に際しての許可	保健センターの許可必要	保健センターの許可 不要

注：新型コロナウイルス感染症については感染力や病原性の強い新たな変異株が出現し急速に拡大する等、国や地域における感染状況や医療状況が極端に悪化した場合等は、本対応方針をさらに変更することがある。